

②高等職業訓練修了支援給付金

【支給額】25,000円（市町村民税の非課税者は50,000円）

【支給期間】修了後に支給

○手続き 給付を希望する方は、修業開始前に必ず岐阜地域福祉事務所福祉課にご相談ください。

●問い合わせ窓口 ● 岐阜地域福祉事務所 ☎272-8215（直通）



所得税・町県民税の所得控除

区 分（要件等）		控 除 額	
		所得税	住民税
寡婦 ※女性のみ	①夫と死別後、再婚をしていない方又は夫が生死不明の方で、前年分の合計所得金額が500万円以下の方	27万円	26万円
	②夫と離婚した後に再婚せず、所得金額の合計額が48万円以下の扶養親族がおり、かつ、前年分の合計所得金額が500万円以下の方		
ひとり親	離婚、未婚、死別に該当し、所得金額の合計額が48万円以下の子供を扶養しており、かつ、前年分の合計所得金額が500万円以下の方	35万円	30万円

●問い合わせ窓口 ● 税務課 ☎247-1397（直通）

